

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 23.6.15 第 177 回国会第 20 号

6 月 15 日（水）第 20 回の委員会が開かれました。

- 1 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第 174 回国会内閣提出第 54 号、参議院送付）
- ・細川厚生労働大臣、大塚厚生労働副大臣、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

## 加藤 勝 信君（自民）

- ・年少扶養控除廃止に伴う保育料への影響の内容及びそれを説明する市町村の窓口対応を円滑に行うための政府の対応策を伺いたい。
- ・国立ハンセン病療養所で介護福祉士の資格を有する者を福祉職として定員化することを要望すべきではないか。また、療養所の医師不足解消のため、手当を含めた処遇改善を図っていくべきではないか。
- ・国内ワクチンの生産体制を整備して新型インフルエンザ発生時における円滑なワクチンの供給が可能となるスケジュールの見通しを伺いたい。また、国内ワクチンメーカーに対する政府の損失補償の在り方について検討を進めていくべきではないか。

## 仁 木 博 文君（民主）

- ・政権交代後、子宮頸ガン予防ワクチン等の 3 種のワクチンについてワクチン接種緊急促進事業が実施されるなどワクチン行政が前進したと考えるが厚生労働省の見解はどうか。
- ・ワクチン接種緊急促進事業の実施状況と市町村によって自己負担に差があることに関する厚生労働省の認識を伺いたい。また、同事業は来年度も継続して実施する予定であるか伺いたい。
- ・財政状況が厳しい中で予防接種法の抜本的な見直しを進めるに当たっては、医療経済学的視点から予防接種の経済的効果を示し国民の理解を得るべきではないか。

## 吉 田 統 彦君（民主）

- ・予防接種法の対象となる疾病は少ないのではないか。また、定期接種の接種率も高いとは言えないことから、その向上に向け取り組むべきではないか。
- ・予防接種施策を評価・検討する体制について、諸外国の例に倣い、消費者の声が届くような枠組みを作るべきで

はないか。

- ・本法案に規定される新たな臨時接種が対象とする新型インフルエンザについて、「感染力は強いが、病原性は高くない」という判断は誰がどのように行うのか。

## 古 屋 範 子君（公明）

- ・予防接種法に基づく定期接種を一類と二類に分けているのは、健康被害の救済額を下げるためであり、このことは国民の不利益につながっているのではないか。
- ・先般の新型インフルエンザは現行の予防接種法でも対応できたのではないか。また、新たな臨時接種という類型を設ける必要性について、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸ガン予防ワクチンを政令で一類疾病と定めることにより定期接種化を実現すべきではないか。

## 高 橋 千 鶴子君（共産）

- ・ハンセン病療養所大島青松園の官用船問題について、今年度は定年退職者の再雇用という形で国直営の運航が継続されたが、来年度の予算要求においては、定年退職者の補充を行っていただきたいが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・被災した障害者施設は知的障害者の支援に努力しており、重要な人的ライフラインとなっている福祉事業者及び労働者の意義について、厚生労働大臣はどのように受け止めているか伺いたい。また、福祉事業者が再開の意欲を持てるようメッセージをいただきたい。
- ・新たな臨時接種に係る健康被害の救済の給付水準について、国の責任で実施するのであるから、一類の定期接種と二類の定期接種の間の水準とするのではなく、一類の定期接種と同じ水準にすべきではないか。

## 阿部知子君(社民)

- ・厚生労働省の検討会が想定するヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの同時接種と死亡との直接的な明確な因果関係の具体的な内容を伺いたい。
- ・ワクチンの同時接種について対10万接種当たり死亡報告数が0.5を超えた場合に専門家による調査会の評価を行うという厚生労働省の方針は妥当とはいえないのではないか。
- ・福島県内の保育所の園庭の放射線量の測定に当たっては地上50cmだけでなく側溝等放射線量の高い地点も含めたり、緊急時避難準備区域内の保育所の園庭について空間線量を測定して除染等の措置を講ずる必要性があるのではないか。

## 柿澤未途君(みんな)

- ・海外でナルコレプシー発症との因果関係が指摘されているグラクソ・スミスクライン社製のパンデムリックス(新型インフルエンザワクチン)は日本国内で使用された事

実がないのかどうか確認したい。また、安全性の観点から予防接種においては輸入ワクチンの使用を避ける必要性があるのではないか。

- ・東京電力福島第一原子力発電所の3号機及び4号機の中央制御室にいた2名の労働者は、なぜ600ミリシーベルトを超える大量の放射線に被曝したのかその原因を伺いたい。また、屋内作業でこれだけの放射線に被曝したのであれば、屋外で作業をしていた労働者も大量の被曝をしているのではないか。
- ・内部被曝による長期的な健康被害の懸念もあることから復旧作業に従事した労働者に対しては現行の労災保険制度を上回る補償措置を講ずるために法律を整備する必要性があるのではないか。